

介護予防支援等重要事項説明書
(令和8年7月1日 現在)



1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：03-6421-9131 (月～土曜日 午前 8時30分～午後 5時00分)

担当：_____

2. 奥沢あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)の概要

(1) 奥沢あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)のサービス提供地域等

事業所名	奥沢あんしんすこやかセンター
所在地	東京都世田谷区奥沢3-15-7
電話・FAX	TEL 03-6421-9131 FAX 03-6421-9137
指定介護予防支援事業者番号	1301200208
サービスを提供する地域	(全て世田谷区) 東玉川1, 2丁目 奥沢1～3丁目

(2) 同事業所の職員体制(兼務有) ※管理者と保健師が兼務

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	管理	1名
主任介護支援専門員	1名	1名	介護予防支援	2名
保健師又は看護師	2名	0名	介護予防支援	2名
社会福祉士	4名	1名	介護予防支援	5名
介護支援専門員	0名	0名	介護予防支援	0名

(3) 営業時間

月～土曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日及び12月29日～1月3日は休業)

3. 利用料金

(1) 利用料

要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接、当事業者に支払われない場合、1ヶ月につき、以下の金額をお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日世田谷区の窓口に提出しますと全額払戻しを受けられます。

なお、上記所定の金額が、介護報酬の関連法令・通知の改正等により、変更された場合には、改訂後の金額をいただきます。

※ 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費(1か月あたり)

- ・介護予防サービス計画費 5,038円
- ・介護予防ケアマネジメント費 5,038円

なお、利用者の状況により、以下の加算が算定される場合があります。

- ・初回加算*1 3,420円
- ・委託連携加算*2 3,420円
- ・介護職員等処遇改善加算*3 2.1%

・高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1.0%を減算）

- ＊1 新規に介護予防サービス・支援計画書を作成して介護予防支援を提供した場合の加算
- ＊2 指定居宅介護支援事業所に委託した際、利用者の必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、計画作成などに協力をした場合の加算
- ＊3 センターが実施する介護予防支援については、国が定める基準に基づき、介護予防支援費に対して「2.1%加算」が適用される場合があります。本加算は、介護予防支援の質の向上や体制整備を目的として設けられたもので、算定要件を満たした場合に限り適切に請求いたします。

(2) 交通費(介護予防支援のみ)

前記2の(1)の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に、担当職員がお訪ねする場合は、交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切解約料はかかりません。

4. サービス計画の作成等の委託について

当事業者は、介護予防サービス計画等の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う業務及びこれらに付随する事務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。この場合、委託先の事業者名等をお知らせします。

5. 介護予防支援等の利用方法

(1) 介護予防支援等利用の開始

まずは、あんしんすこやかセンターにご相談ください。あんしんすこやかセンターか委託事業者の職員がお伺いします。契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。

(2) 介護予防支援等の終了

①ご利用者の都合で介護予防支援等を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に介護予防支援等を終了いたします。

- ・ご利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始された場合
- ・介護予防支援等を受けていたご利用者が要介護・要支援認定区分において、要介護と認定された場合(事業対象者としてサービスを受けていたご利用者の場合は、要介護と認定され、介護給付サービスの利用を始めたとき)
- ・基本チェックリストにおいて、事業対象者と認められない場合
- ・ご利用者が当事業所の管轄地域から転居された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・病院又は診療所に入院する場合は、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えてください。
- ・ご利用者やご家族などが、当事業者や当事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為又は社会通念上相当な範囲を逸脱する行為(誹謗中傷、暴言、暴力、セクシュアルハラスメント、威迫、不当又は過剰な要求、介護保険法令に違反するサービスの強要、ご利用者の心身の状態等に関する重要事項の不告知その他これらに類する行為を含みます)を行い、信頼関係の維持が困難であると当事業者が判断した場合、文書による通知をもって、サービスを終了させていただくことがあります。

6. 介護予防支援等の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) **申込受付・契約締結**：契約書・重要事項説明書等を説明し、同意を得たうえで、契約締結します。
- (2) **アセスメント**：ご利用者の状況把握・課題分析をします。ご利用者の状況を踏まえ目標や具体的支援策を提案します。
- (3) **介護予防サービス計画等原案の作成**：アセスメントの結果を基に介護予防サービス計画等原案を作成します。
- (4) **サービス担当者会議**：原案をもとに、ご利用者及びその家族、サービスにかかわる担当者等でサービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画等を全員で共有します。介護予防サービス計画の作成にあたってご利用者及びその家族等は、サービス計画に位置付けられる指定介護予防サービス事業所について複数の紹介を受けることができます。また事業所の選定理由の説明を求めることが可能であり、十分に説明します。
- (5) **介護予防サービス計画等の交付**：ご利用者及びその家族に介護予防サービス計画等の内容や指定介護予防サービス等の利用料について説明し、ご利用者から同意をいただきます。同意後、ご利用者に介護予防サービス計画書等を交付します。
- (6) **サービス提供**：介護予防サービス計画書等に基づき適切にサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (7) **モニタリング**：ご利用者及びそのご家族、指定介護予防サービス事業者等との継続的な連絡による月に1回のモニタリングと3ヶ月に1回は、利用者宅に訪問、面接することにより、サービスの実施状況の把握や経過記録を実施します。
- (8) **評価**：計画の達成状況や効果、目標達成状況进行评估します。
- (9) **計画の変更**：ご利用者の状況に変化があった場合やご利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、関係者等が介護予防サービス計画等の変更が必要と判断した場合には、ご利用者との合意の上、介護予防サービス計画等の変更を行います。
- (10) **主治医等との連携**：担当職員は、指定介護予防サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医等に提供します。

7. 当事業者の特徴等

(1) 運営の方針

奉優会では、顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考えます。そのためには社会の新しいニーズ（ソーシャル・ニーズ）を見つけ出し、それに対応する力（ソーシャルワーカーズ・アビリティ）を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責任を担う（ソーシャルレスポンスビリティ）これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことのできる法人を目指していきます。

(2) 介護予防支援等の実施概要等

二次アセスメントシートを使用し、ご利用者が自立した生活を営む上で解決しなければならない課題の把握と分析を行います。生活機能の維持・改善を目指し、ご利用者・ご家族と相談しながら、ご利用者ができることを最大限に引き出すことを基本とし、目標や具体策に基づき、介護予防サービス計画等を作成します。委託した場合においても実施状況及び介護予防サービス計画等の確認等を行い、継続的・包括的に必要な支援が受けられるようにします。

8. 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の収集、利用及び提供

- ・介護保険サービス提供にかかわる個人情報は、サービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意頂いたうえで収集いたします。
- ・個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。

・個人情報の第三者への提供は、情報を頂いたご利用者又は情報提供者の依頼、または同意の無い限り提供することはいたしません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正に管理、監督を行って参ります。

(2) 同意をいただく必要がある個人情報の利用目的の範囲について

- ・社会福祉法人奉優会が、ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用。
- ・提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用。
- ・サービス提供に係わる、施設・事業所等の管理運営業務での利用。
- ・ご利用者からのご依頼に基づいた適正なサービスを提供するための、他サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議）、照会への回答。
- ・ご家族への心身の状況説明。
- ・奥沢あんしんすこやかセンターからのサービス向上を目的としたアンケート依頼をするための利用。
- ・行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用。
- ・その他、目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿い利用。

9. 秘密の保持

担当職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく使用しません。この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。事業者はご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、サービスを円滑に提供するために実施される指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、サービス担当者会議等において必要な場合、ご利用者及びご家族の同意をいただいたうえで、必要最小限の範囲内で使用します。ただし提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。但し高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

10. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ・事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・本項に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者及び養護者(利用者のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区に通報するものとする。

11. 事故発生時の対応

(1) 事業者は、ご利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに世田谷区、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、介護予防支援等の提供にあたり、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

1 2. 事業継続計画に関する事項

業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

1 3. 衛生管理に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)概ね6か月に1回以上開催するときにも、その結果について職員に周知の徹底を図る。
- ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- ・職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 4. サービス内容に関する苦情

当事業所、当法人、その他、区や国保連 に設置された苦情相談窓口にご相談ください。

苦情相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	事業所の苦情相談対応窓口	名 称	奥沢あんしんすこやかセンター
		連 絡 先	TEL：03-6421-9131 FAX：03-6421-9137
		対応時間	8：30～17：00 (日祝休日・年末年始を除く)
	区の苦情相談対応窓口	名 称	世田谷区 玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当
		連 絡 先	TEL：03-3702-1894
	国保連の苦情相談対応窓口	名 称	東京都国民健康保険団体連合会
		連 絡 先	TEL：03-6238-0177

1 5. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 奉優会	
代表者役職・氏名	理事長 香取 寛	
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号真井ビル5階 TEL 03-5712-3770	
定款の目的に定めた事業内容	特別養護老人ホーム	ケアハウス
	一般型通所介護	認知症対応型通所介護
	高齢者福祉センター	地域ケアプラザ
	訪問介護	居宅介護支援事業
	地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護
	小規模多機能型居宅介護	

令和 年 月 日

当事業所は介護予防支援等の提供開始にあたり、ご利用者に対して、本書面を交付し、重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号真井ビル5階
事業者名 社会福祉法人 奉優会
代表者 理事長 香取 寛

(事業所) 所在地 東京都世田谷区奥沢3丁目15番7

事業者名 奥沢あんしんすこやかセンター

担当者 印

私は、本書面を受領し、事業所から介護予防支援等についての重要事項説明を受け、同意いたしました。

ご利用者 <住 所>

<氏 名> 印

(代理人・ご家族・その他)

<ご利用者との関係>

<住 所>

<氏 名> 印